資料 UWB 作４－１

情報通信審議会　情報通信技術分科会　陸上無線通信委員会
UWB 無線システム屋外利用検討作業班（第 3 回）
議事概要（案）

１　日時
平成 30 年 8 月 1 日（水）10:00～10:50

２　場所
総務省 8 階　第 4 特別会議室

３　出席者
構成員：小林主任、李副主任、飯塚構成員、今村構成員、上田構成員、江原構成員、亀谷構成員、川西構成員、栗原構成員、坂本構成員、篠田構成員、谷澤構成員、富樫構成員、林構成員、松田構成員、松本構成員、三島構成員、山下構成員
オブザーバー：山脇氏（(国研)　宇宙航空研究開発機構)、稲見氏（国土交通省）
総務省：荻原課長、西室課長補佐、小柳係長、広瀬官

４　概要
（１）前回議事録の確認
事務局より資料 UWB 作 3-1 に基づき説明が行われ、案のとおり承認された。

（２）技術的条件の見直し（案）について
資料 UWB 作 3-2 に基づく説明が行われ、以下のような意見交換があった。

（空中線電力の許容偏差について）

- 韓国では空中線電力の許容偏差の規定があるものの、FCC や ETSI では規定されていないため、このような諸外国の状況を考慮し、必須ではないと考え、許容偏差は含めないこととなった。

（不要輻射帯における尖頭電力の許容値について）

- 不要発射帯における尖頭電力の許容値について提示された複数案について討議が行われた。
- まず、素案として帯域内での尖頭電力と平均電力の差分を引用する方法を案 1 として、JAXA との 8.4-8.5GHz 帯におけるシミュレーション結果の干渉許容値までのマージンから算定する方法を案 2 として議論を進める旨事務局より説明があった。
- 案 1 の場合、シミュレーション上、内之浦局の干渉許容値を数 dB 程度超えているが、運用上問題無いと考えており、何かあった際は、別途調整していくこ

とで合意され、 案1で進めることとなった。

- 次に、8.5GHz 帯から 10.25GHz 帯における平均電力と尖頭電力の値について、素案として平均電力を ITU-R 勧告を基にした値を案 1-1、CEPT を参考にした値を案 1-2 として議論を行った。
- 10.25GHz 帯より高い帯域において、放送システムがあるため、帯域外の尖頭電力の値は出来るだけ小さくしたいため、案 1-2 にて進めてはどうかとの発言があった。これに対し、諸外国では、一部の国を除いて不要輻射帯における尖頭電力の規定は無く、また、干渉検討上は、平均電力を用いるのが一般的であり、尖頭電力については受信機初段増幅器の飽和許容値を満たしていれば良いため、案 1-1 でも問題は無いと考える旨の発言があった。また、製造側からは、干渉を与えない範囲で、厳し過ぎることにならないよう規定値を考慮すべきとの意見があった。
- デバイスの実力値として、案の 1-2 では規定を満たせないのか、との質問があったが、現時点で案 1-2 でも問題無いとは回答できない旨の発言があった。同時に、該当の放送システムはデジタル方式なのか、また、尖頭電力については受信機初段増幅器の飽和の観点で考慮される指標で、干渉に関しては 平均電力で考えるのが一般的であり問題がないと考えるがこの点いかがかとの質問があり、これに対しては、10.25GHz 以上の放送システムでは FPU などがあり、アナログシステムが一部残っている可能性があるため、この点は確認をしたいとの発言があった。また、尖頭電力については、過去に、隣接システムから高いピーク電力の信号が発射された際に、干渉が発生し、干渉対策を行った経緯があるとの報告がされた。
- また、議論している帯域は電波天文の保護帯域ではないが、近年、電波天文等の測位システムは広帯域化している傾向があり、電力値については、できる限り低い方が好ましいとの意見もあった。
- これらに対し、ITU-R の勧告において、一番共用条件が厳しい気象レーダーの条件を満たしている案 1-1 が好ましいとする発言があった。
- 小林主任より、被干渉側としては、出来るだけ厳しい基準にして欲しいという要望もあるとは思うが、無理に厳しい値を設定することは、電波の有効利用を妨げるものになること、ITU-R については、CEPT と異なり日本も参加しているという点から、技術基準として参照するのは妥当であることの確認が投げかけられ、案 1-1 にて進めることが決定された。

（３）委員会報告書（案）について

資料 UWB 作 3-3、3-4 に基づく説明が行われ、以下のような意見交換があった。

（報告書について）

- 小林主任より、報告書（案）については、 本日の作業班が終了後、確認し、意見を集める旨、説明があった。
- 諸外国では、航空機内での利用禁止等の運用制限があるが、この点いかがかとの質問があったが、事務局より、航空機内での利用禁止等の運用制限は今回もそのように運用し、上空利用は想定していないため禁止とするよう、報告書内に記載している旨の回答がった。また、ARIB 規格については、別途調整する旨、確認があった。

（４）その他

事務局より、次回会合の日程について連絡があった。